議員の派遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のと おり議員を派遣する。

- 1 北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査
 - (1) 目的

議会活動に必要な知識の習得及び情報収集を行い、議会機能向上 に資するため。

- (2) 派遣場所
 - ① 北海道町村議会議員研修会[北海道町村議会議長会主催] 札幌コンベンションセンター(札幌市白石区)
 - ② 先進地視察調査 旭川市議会、まちなか集客施設「SuBACo」(砂川市)
- (3) 期間 平成29年7月4日、5日(2日間)
- (4) 派遣議員 全議員 20人
- 2 議会広報研修会[北海道町村議会議長会主催]
 - (1) 目的

議会広報作成に必要な知識・情報を修得し、より住民に親しまれる「議会だより」を発行するため。

- (2) 派遣場所 ポールスター札幌(札幌市中央区)
- (3) 派遣期間 平成29年8月22日(1日間)
- (4) 派遣議員 広報広聴委員5人(小島 智恵、寺林 俊幸、小田 新紀、小川 純文、 野原 惠子)
- 3 幕別町議会報告会
 - (1) 目的

議会活動の状況及び町政の状況を町民に報告及び説明するとともに、町民の意見等を聴取し、議会の運営改善と政策提言の充実を図るため。

- (2) 派遣場所 町内4会場(幕別、札内、糠内、忠類)
- (3) 派遣期間 平成 29 年 8 月 21 日、23 日、25 日、28 日 (4 日間)
- (4) 派遣議員 全議員 20 人

4 その他

上記1から3の議員の派遣内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。